



農用地利用集積計画明細書・利用権設定申出書

令和6年度中 廃止予定

令和 年 月 日

提出者： _____

(公告日 令和 年 月 日)

1. 各筆明細

整理 番号	(借り手) 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 (乙)				氏名又は名称	[同意印]	住所									
	(所有者) 利用権を設定する者の氏名及び住所 (甲)						氏名又は名称	[同意印]	住所							
利用権を設定する土地				設定する利用権							利用権を設定する土地の (甲)以外の権原者等					
所在				現況地目	登記面積 ㎡	登記面積 のうち 契約面積㎡	利用権 の種類	内 容	始 期	終 期	設定期間	借 賃(1筆あたり) 年 額 (円) 物 納 (俵)	支払 方法	支払月	利用権設定等促進事業の実施により成立する 利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 ※2名以上関係者がいる場合別紙に記入すること	
市町村	大字	字	地番												利用権 の種類	内 容
かすみがうら市												／筆		月	①	
かすみがうら市												／筆		月	氏名	㊟
かすみがうら市												／筆		月	住所	
かすみがうら市												／筆		月	連絡先	
かすみがうら市												／筆		月	続柄(甲)との関係性	
かすみがうら市												／筆		月	②	
かすみがうら市												／筆		月	氏名	㊟
かすみがうら市												／筆		月	住所	
かすみがうら市												／筆		月	連絡先	
かすみがうら市												／筆		月	続柄 (甲)との関係性	
計：																

農業委員又は農地利用最適化推進委員の活動による利用権を設定する場合は署名・捺印をお願いします。

農業委員
推進委員

氏名

㊟

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂することができる。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、

乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(9) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙又は転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙又は転借人が負担する。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(12) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及びかすみがうら市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及びかすみがうら市が協議して定める。

3. 確認事項(解除条件付の場合)

(1) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を復旧し返還する。乙が原状復旧することができないときは、甲が原状復旧するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。